

令和6年度 麻しん風しん混合特別接種のお知らせ

多摩市

この特別接種は、麻しん風しん混合又は麻しん単独・風しん単独定期予防接種の接種回数が不足しているお子さんに、多摩市が独自で実施する任意予防接種の費用助成制度です。接種費用は無料です。接種には、事前に健康推進課に申し込むことで発行される「麻しん風しん混合特別接種申請書」と「麻しん風しん混合予防接種予診票」が必要です。予防接種は、感染症からお子さんを守るために非常に効果が高い手段です。接種を希望する場合は、このお知らせをお読みいただき、必要性をよく理解した上で、お子さんの体調が良い時に特別接種を受けましょう。接種の際は、必ず母子健康手帳を持参しましょう。

【予防する病気の特徴】

●麻しん(はしか)

麻しんウイルスは感染によって起こります。感染力が強く、飛沫・接触だけでなく空気感染もあり、予防接種を受けないと多くの方がかかり、流行する可能性があります。高熱、咳、鼻汁、目やに、発疹等が主な症状です。最初3～4日間は発熱が続き、一時おさまりかけたかと思うと、また、39～40℃の高熱と発疹が出ます。主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があります。

●風しん(三日ばしか)

風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。年長児や成人では血小板減少性紫斑病、脳炎などの合併を認めることもあります。大人になってからかかると重症になります。また、妊婦が妊娠20週頃までに感染すると、『先天性風しん症候群』による先天性心疾患、白内障、聴力障害、発育発達遅延などの障害を持った児が生まれる可能性が非常に高くなります。

※麻しん・風しんのいずれか一方に罹患したお子さんはこのワクチンを接種することができますが、麻しん・風しんの両方に罹患したお子さんは、接種する必要がありません。

【ワクチンの効果】 ●麻しん(はしか)・風しん(三日ばしか)

麻しんワクチン効果は非常に高く、麻しんワクチン接種により、被接種者の約95%以上が免疫を獲得します。また、ワクチン接種者の中での発症もみられていますが、ワクチン接種者の場合は軽症に終わることが多く、他者への感染の可能性も低くなります。風しんワクチンは、接種を受けた方の約95%以上に風しん抗体の陽転がみられます。2回接種後は、99%以上が抗体陽性です。麻しんワクチンも風しんワクチンも1回の接種で95%以上の子どもは、免疫を獲得できますが、つき損ねた場合の用心と年数がたつて免疫が下がっていくことを防ぐ目的で2回目の接種が行われるようになりました。

【特別接種実施期間】 令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

【対象者】 ①接種日当日に多摩市に住民登録されている方

②2歳～19歳未満(19歳の誕生日の前日まで)で、麻しん風しん混合又は麻しん単独・風しん単独定期予防接種を受けられなかった方。

*ただし、麻しん風しん混合(第2期)の対象の方(小学校就学1年前)は除きます。

【接種することができる医療機関】

多摩市内の定期予防接種実施医療機関(麻しん風しんの欄に●)へ電話で予約し、接種を受けてください。

【接種する日の持ち物】 ●母子健康手帳 ●麻しん風しん混合特別接種申請書 ●健康保険証(医療証) ●麻しん風しん混合予防接種予診票 ●保護者同意書(「保護者の同伴」参照、必要な方のみ)

【特別接種の受け方(健康センターへ申請し、予診票等を受け取った後の流れ)】

●接種前 ① 接種を受けようとする実施医療機関へ予約をしてください。

※接種日当日に多摩市に住民登録がある方が対象です。

② 接種日前日は入浴し、当日は健康状態を確認し清潔な衣服を着用してください。

●接種後 ① 母子健康手帳に記入された接種の記録の確認をしてください。

② 接種後30分程度は医療機関での子どもの様子を観察するか、すぐに医師と連絡がとれるようにしてください。

③ 接種した部分は軽く押さえる程度にしてください。もむ必要はありません。

④ 接種当日は激しい運動を控えてください。入浴は可能ですが、接種部位を強くこすらないこと。

【保護者の同伴】

お子さんが16歳未満の場合、接種日当日は、保護者の同伴が原則です。予診票には保護者が責任を持って記入・署名してください。13歳以上16歳未満の方につきましては、止むを得ず保護者が同伴できない場合は、保護者同意書と予診票に保護者のサインが必要になります。事前に健康推進課へご連絡ください。

【複数のワクチンの同時接種】

複数のワクチンの同時接種については、医師が判断します。必要性や効果の説明を十分に受け、保護者の同意の上接種してください。

【接種することができないお子さん】

- ① 発熱している。※37.5℃以上は接種できません。
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかである。
 - ③ 麻疹(はしか)、風しん、水痘(みずぼうそう)またはおたふくかぜにかかり、治ってから4週間が経過していない、もしくはこれらに感染している確率が高い。
 - ④ 生ワクチンを接種してから中27日以上経過していない。※4週間後の同じ曜日から接種可能(水痘(みずぼうそう)やおたふくかぜなど。)
 - ⑤ 新型コロナウイルスワクチンを接種してから中13日以上経過していない。※2週間後の同じ曜日から接種可能
 - ⑥ 以前に、接種液の成分でアナフィラキシー(注)を起こしたことがある。
 - ⑦ 医師が適当でないと判断した。
- ※①～⑤に該当する場合は、医療機関に行かずに予約の変更(延期)をしてください。

【医師と相談が必要なお子さん】

- ① 心臓血管系、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある。
 - ② 過去の予防接種で2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーを疑う症状が出たことがある。
 - ③ 接種液の成分に対してアレルギーを起こす恐れがある。
 - ④ 今までにけいれんの症状を起こしたことがある。
 - ⑤ 今までに免疫不全の診断がされている場合や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
 - ⑥ 輸血やガンマグロブリンの注射を受けて3か月が経過していない。
- ※ガンマグロブリンの大量投与を受けた場合には6か月

【女性の方への注意事項】

妊娠している、もしくはその可能性があるお子さんは、この特別接種を受けることができません。出産後、又は妊娠していないことが確認された後、接種を受けてください。なお、接種後2か月間は妊娠を避けることが必要です。

【副反応と健康被害救済制度】

接種後の副反応は、全身反応として発熱と発疹があり、これは接種後4週間くらいまであらわれることがあります。局所反応としては接種した部位の赤み、腫れ、しこり等があります。非常にまれですが、アナフィラキシー(注)などの重大な副反応があるといわれています。

通常反応のほかには何らかの異常(けいれん・高熱など)が強く出た場合には、速やかに医師の診察を受け健康推進課へ連絡してください。多摩市独自の制度の任意予防接種であるため、万が一、この予防接種を受けて重篤な健康被害が発生し認定された場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の規定に基づき、健康被害に対する給付が行われます。

(注)アナフィラキシー:通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、息が苦しい、嘔吐などの症状やショック状態になるような、激しい全身反応のこと。

(公財)予防接種リサーチセンター「予防接種と子どもの健康 2023年度版」「予防接種ガイドライン 2023年度版」から転載(一部改変)

〒206-0011 多摩市関戸4丁目19番5号 多摩市立健康センター 予防接種担当

多摩市健康福祉部健康推進課 ☎ 042-376-9111/FAX 042-371-1235